

内閣府 御中

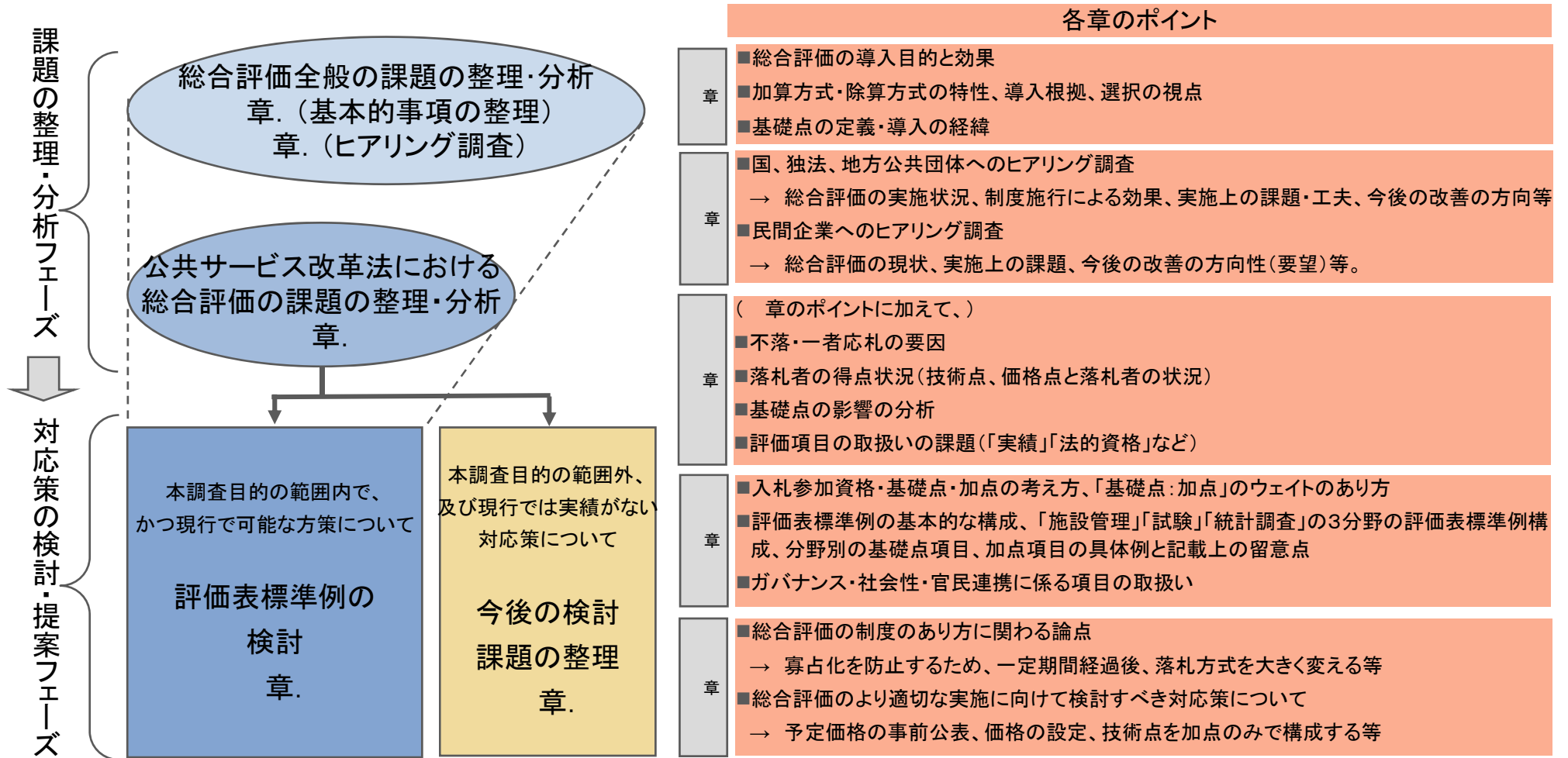
報告書概要版

総合評価落札方式の実施等に関する調査

2012年3月

報告書の構成

目的: - 総合評価落札方式(以下、本頁では「総合評価」)の実施全般の課題の整理
 - 公共サービス改革法に基づく総合評価を中心とした改善策の立案



I. はじめに

■ 調査の目的、対象範囲・基本方針

- 着地点は、公共サービス改革法に基づく事業における総合評価落札方式適用の改善策を、評価表標準例として検討すること。
- 総合評価落札方式には、「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会取りまとめ)が指摘するように様々な課題あり。質と価格という相矛盾しがちな要素を評価するという総合評価落札方式の構造も、恣意性を排除しきれないなどの課題を惹起。
- まずは、総合評価落札方式の制度・運用上の課題を、公共サービス改革法に基づく事業かどうかにかかわらず幅広く抽出・整理。
- その上で、評価表標準例を検討。併せて、本調査目的の範囲外の対応策、公共サービス改革法に基づく事業に関する現行制度・運用では実績がない対応策について、今後の検討の方向性を整理。

調査の目的

- 総合評価落札方式の実施全般に関する問題点・課題の洗い出し、論点の整理
 - 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「公共サービス改革法」という。)に基づく総合評価落札方式を中心とした改善策の立案
- なお、本調査の過程は随時、官民競争入札等監理委員会の下に設置された有識者研究会「総合評価落札方式に関するワーキンググループ」に報告されており、上記研究会における意見等も本報告書に反映した。

II. 総合評価落札方式に関する基本的事項の整理

■ 総合評価落札方式に関する制度上・運用上の基本的事項を整理。

- 国(府省・独立行政法人)、地方公共団体による総合評価落札方式に関する取組みを幅広く対象として分析。参考となる海外事例も整理。

| 導入目的と効果 | 除算方式・加算方式の導入根拠、選択の視点 | 基礎点の位置づけ | 参考となる海外事例 |
|--|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">■ 公共工事では、国土交通省の実施を基点に拡大。コスト面のみならず内容・質を踏まえた公共工事の施工が目的。■ それ以外の分野では、国・独法にて随意契約の見直し方針により導入が拡大。地公体でも、導入が進む。■ 国土交通省懇談会にて、「工事成績評定点の平均点が高くなる傾向」「落札者の内、技術評価点の最高得点者の占める割合は増加傾向にあること」を指摘。 | <ul style="list-style-type: none">■ 公共工事では従来除算方式を多く採用。近年、高度技術が要求される工事では加算方式の採用も。■ 除算方式は、「価格あたりの品質」を競うため分かりやすいが、入札価格が低いほど評価値が累加的に大きくなり、低価格での入札を招きやすい傾向。■ 技術力・提案力の重要性が高い案件、業務実施段階にて品質不良等リスクを回避すべき要請が大きい案件では加算方式が採用される傾向。 | <ul style="list-style-type: none">■ 運用上の位置づけは、「実施要項等に示された最低限の要求水準を満たしているかを評価するもの」。満たせば基礎点が与えられ、満たさなければ不合格とされる。■ 総合評価落札方式の初期から現行と同様の制度だが、当初は、評価項目の検討が十分になされていなかった模様。■ 除算方式の場合、基礎点に評点を与えないと、加点を取れない限り分子がゼロになってしまうという問題。 | <ul style="list-style-type: none">■ 入札参加資格は、業務遂行に十分な財務状況にあること、技術・専門能力があること等。併せて、契約を遂行・完了する能力及びその履歴も重視。■ 分析事例では加算方式が中心。■ 「価格:技術(質)」の比率は、公共サービスの特徴・性質などによって大きく異なる。■ 「必ず評価」される項目はあるが、我が国の基礎点のような「満点か失格か」の例は見当たらない。 |

III. 総合評価落札方式に関するヒアリング調査結果

- 発注者である行政及び応札者である民間事業者の双方に対して、総合評価落札方式の実施状況等についてヒアリング調査を実施。公共サービス改革法の事業にかかわらず幅広く調査対象に。
- 主要な指摘事項は下記の通り：

| | |
|------------------------|--|
| 総合評価落札方式 導入の効果 | ■ 価格競争方式から総合評価落札方式への転換と、企画競争方式から総合評価落札方式への転換では、総合評価落札方式の運用状況や、品質向上の効果があったかの認識は大きく異なる。ただし、総合評価落札方式の効果の分析にはまだ時期尚早との認識。 |
| 総合評価落札方式の 事務の煩雑さが問題 | ■ 発注者サイドでは、総合評価落札方式における事務手続きの煩雑さが課題。総合評価落札方式が適する案件に限定して適用し、事務量を適正化することが望ましい。 |
| 過度な価格競争への 懸念 | ■ 過度な価格競争(価格評価の重視)はサービスの低下の要因に。対応策として「低入札調査の機能強化」、「複数段階評価方式の導入」、「下限価格の設定」が考えられる。 |
| 企画内容重視の 評価にする工夫 | ■ 総合評価落札方式の拡大に伴い、技術点での差が縮小する傾向。 ■ 応札者は創意工夫・質の評価が重視されることが競争促進につながるとの認識。 ■ 予定価格オーバーによる失格制度があるために、企画内容重視の競争が阻害されている状況。対応策として、「予定価格の上限拘束性の撤廃」、「予算上限額等の事前公表」が考えられる。 |
| 健全な競争を 促進する工夫 | ■ 健全な競争促進のため、参加者が増えるよう「多様な主体(NPO等)の入札参加奨励」、応札を前向きに検討しやすくなるよう「仕様内容の適性化」、不適切な事業者の排除及び適切な事業者の参加促進のため「入札参加資格の適正化」が考えられる。 |

IV. 公共サービス改革法による入札結果の分析(1)

- 評価表標準例の検討対象である「統計調査」、「試験」、「施設管理」の各分野について、分野の特徴、加算方式・除算方式のトレンド、価格点:技術点、基礎点:加点のウェイト付けの傾向について整理・分析。
- 分野により状況は大きく異なる。

| 分野の特徴、得点方式のトレンド | | |
|-----------------|---|---|
| | 分野の特徴 | 加算・除算、価格点:技術点、基礎点:加点 |
| 統計調査分野 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模調査が多い。 ■ 作業の確実な遂行が重要。 ■ 「回収率〇%以上」等の“結果責任”が求められる。 ■ 要求水準を実現するための、民間の技術力・創意工夫の発揮への期待が大きい。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 25件中24件が加算方式。 ■ 包括協議:「価格点:技術点」=「1:2」(調査は、「1:2以下」)の加算方式とされている。 ■ 基礎点:加点は、H18年度(1:2.07)からH22年度(1:2.86)まで、加点ウェイトが増加。 |
| 試験分野 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公平且つ正確な国家試験実施の観点から、 <ul style="list-style-type: none"> ● 規模が大きく、且つ細かく規定された業務プロセスをミスなく確実に実施する必要性が非常に高い。民間の質の高い業務への期待が大きい。 ● 業務プロセスについて創意工夫の余地は狭い。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 加算方式が増える傾向。 ■ 加算方式では、価格点:技術点=「1:1」~「1:3」。平均は「1:2.05」。 ■ 基礎点:加点は、「1:0.5」~「1:1.5」の間であり、平均は「1:0.78」。 |
| 施設管理分野 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 主要業務である保守管理業務は、定型的な業務で、一般的に難易度は高くない。 ■ 一部の事業には、利用者サービス業務、企画運営業務が含まれ、民間の提案力の発揮が期待される。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 66件中63件が除算方式。 ■ 基礎点:加点は、H20年度(1:2.53)からH22年度(1:1.18)まで、加点ウェイトが減少。 |

IV. 公共サービス改革法による入札結果の分析(2)

- 公共サービス改革法に基づく事業について、平成18~22年度に官民競争入札等監理委員会に付議された実施要項141件を対象に、**．．**や**．．**で挙げられた課題等の状況・トレンド・要因等について分析。

不落・一者応札の要因

- 応札者が少ないもしくは一者応札の要因として、案件の魅力が低い(内容と想定価格水準のバランスが悪いなど)、案件規模の問題(案件規模が大きすぎるなど)、応募時期の問題(同時期に同種案件が重なると応札者が分散して、一者応札や不落となる)、実施要項の書きぶりの問題(曖昧で応札を検討しにくいなど)、他者参加動向・発注者意向の影響、事前協議の実施状況、等。
- 応札者を増やし競争を機能させるための対応策として、仕様内容の明確化・詳細化、仕様の適正化(費用規模・実施期間に見合った業務内容とする)、入札スケジュールの適正化等。

低入札調査の状況

- 低入札調査を導入することが明記されていた131の実施要項にて、実際に低入札調査が実施されたのは13件(9%)。
- 低入札調査が実施された13件のうち、落札者が変更となったのは3件(23.1%)。
- 過度な価格競争の弊害を防止するため、低入札調査をしっかりと行うことが重要。

技術点1位かつ価格点1位の事例

- 入札結果データを入手した86件のうち、技術点1位かつ価格点1位の応札者の落札案件は計33件。
- 入札結果データを分析すると、コスト削減提案について技術点の評価対象としているものが12件、技術点では差がつかず、結果として価格が決め手となったものが11件、他者の価格オーバーや辞退等により実質的に一者応札となったものが5件。
- 技術点1位かつ価格点1位となる応札者が生じる要因として、応札者側からは、①実績確保目的の高付加価値提案及び安値入札、②技術力が高い企業の場合、高付加価値かつ低コストの提案が可能、③仕様が不明瞭で予算規模が把握できない場合の「価格オーバー回避行動」としての安値入札、④発注者側の評価が不適切で技術点に差がつかず、価格点1位の応札者が技術点も僅差で1位のケース、等の指摘。
- コスト削減提案について技術点の評価対象とすると、結果的に、コスト削減が価格点・技術点の双方で二重に加点されることとなり、問題。基本的に、コスト削減提案を技術点の評価対象としないようにすべき。
- 実質的に価格勝負とならないよう、提案内容に比例して技術点で差がつく工夫が必要。

IV. 公共サービス改革法による入札結果の分析(3)

| | |
|-----------------------|--|
| 技術点の得点状況 | <ul style="list-style-type: none">■ 応札者の技術点の平均値は74.8点(100点換算)。分野により、技術点の高低の傾向が異なる。■ 技術点の最高点と次点との差(最高点一次点)の平均は、12.9点。ただし、最頻値は1~5点であり、技術点の幅が比較的小さい案件が多い。分野により、傾向が異なる。 <p>→ 技術点の幅が比較的小さいと、実質的に価格勝負になってしまう。加点の評価点について、企画内容に比例して差が開くよう、審査基準を詳細化し、開示するなどの工夫が必要。</p> |
| 基礎点の影響の分析 | <ul style="list-style-type: none">■ 加算方式の場合、基礎点を除外しても、総合評価の順位に変化なし。■ 除算方式の場合、一定の条件が揃うと、基礎点を除外した場合に、総合評価の順位の逆転現象が起こる。■ 除算方式の案件で、入札結果データを入手した39件について基礎点を除外するシミュレーションを行うと、実際に5件で逆転現象。■ 上記5件では、基礎点の割合が高い傾向。 <p>→ 基礎点:加点の比重の目安を示す、基礎点制度はやめ、技術点は加点のみで構成するなどの対応を検討すべき。</p> |
| 落札率の推計 | <ul style="list-style-type: none">■ データが揃っておりかつ予定価格を推計できる加算方式の案件(25件)について、落札率(落札価格/予定価格)の推計値の平均は、87.7%。 <p>→ 価格競争は機能していると考えられる。</p> |
| 入札参加資格、基礎点項目、加点項目の考え方 | <ul style="list-style-type: none">■ 現状では、基礎点項目の適切性に、課題。<ul style="list-style-type: none">● たとえば、「過去に類似実績があるか」は、現状では入札参加資格・基礎点項目の双方で規定例あり。参入障壁となる恐れがあり、問題。 <p>→ 当該業務を効果的かつ効率的に実施できることを示す項目であり、加点にて取扱われるべき。</p> <p>→ 評価表構成案や、想定される評価項目例、評価項目設定にあたっての考え方を分かりやすく説明すべき。</p> |

V. 評価表標準例の検討(1)

- 現行制度を前提として、入札参加資格、基礎点、加点の考え方、「基礎点:加点」のウェイトのあり方について整理。

| 入札参加資格、基礎点、加点の考え方 | |
|-------------------|--|
| 入札参加資格 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札に参加するために求められる資格要件。 ・ 具体的には、(個別案件への従事意思とは別に)組織として既に有している「案件履行能力」(案件にて責任を果たしうる能力)を指す。定型的に判断できるものである必要がある。 |
| 基礎点 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施要項の記載事項について、その最低限の要求水準を満たしているか否かを評価するもの。(そのため、それを全て満たしていない場合には失格となる。) ・ 具体的には、個別案件への従事意思及びそれに基づく諸対応により、実施要項の最低限の要求水準について、実現可能性があるか否かを判断する。具体的には、実施要項の最低限の要求水準について「実施可能性」があることを明示できているかを評価。 |
| 加点 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施要項の最低限の要求水準を超える内容・方法について「実施可能性」があることを明示できているか、実施要項の記載事項について、それらをより良く実施することが可能か否かを評価するもの。 ・ 総合評価制度の趣旨に鑑み、民間の創意工夫や民間ならではの能力の発揮が期待される項目について、加点項目を設け、配点の比率を大きくすることが望ましい。 ・ 程度を判断すべき項目については、例えば、「●●を満たせば満点(5点)、○○程度であれば3点、××にとどまる場合には1点」などのように、評点の基準を明らかにすることが望ましい。 |

「基礎点:加点」のウェイトのあり方

- 業務提案段階において高度な技術力・提案力の発揮を期待すべき分野・案件で、事業者の創意工夫の余地が大きいものは、「加点」のウェイトを相対的に高くすべき。
- 業務実施段階において品質不良等のリスクが増加する危険性を回避すべき要請が大きい分野・案件は、実施要項における要求事項を厳格に実施することが厳格に求められるので、それら要求事項を中心とする「基礎点」のウェイトを相対的に高くすべき。
- 上記双方に該当する場合は、当該分野・案件にてどちらの状況がより強く反映しているのかを踏まえて、ウェイトを検討。

V. 評価表標準例の検討(2)

- 現行制度を前提として、評価表の標準的な基本構成を検討。
- 検討にあたっては、 . までの整理を踏まえ、以下の点を重視：
 - 評価表の構成は分かりやすく、応募者側が提案書を構成しやすいよう配慮。
 - 評価が発注者側の恣意性に左右されないよう、全分野の一貫性・統一性をできるだけ担保。

評価表の標準的な基本構成(全分野共通)

| 大項目 | 分類 | 備考 |
|------------|---------------|--|
| 事業計画 | 事業計画 | 業務フロー、スケジュール等の全体枠組みに関する評価。基礎点項目の設定は必須。効率化や短期化等について創意工夫を求める場合には対応する加点項目を配置。 |
| 実施体制 | 体制 | ヒトの量的側面の評価。基礎点項目の設定は必須。臨機応変な増減融通等の創意工夫を求める場合には対応する加点項目を配置。 |
| | 専門性・能力 | ヒトの質的側面の評価。 |
| | 設備・環境 | モノの量的側面の評価。 |
| | 事業全体に及ぶ課題への対策 | 具体的には、セキュリティ対策、担当者の教育・研修等が想定される。 |
| 個別業務に関する提案 | ●●業務 | 業務類型ごとに最低限の要求水準を満たしているかを基礎点項目として評価し、創意工夫を加点項目として評価。 |

- 各分野の特性を加味し、分野ごとの評価表構成案を検討(次頁以降)。

V. 評価表標準例の検討(3)

- 統計調査分野は、現行の評価表が上記基本構成に近い形で標準化されてきている。
- 作業の確実な遂行が重要で、民間の技術力・創意工夫の発揮が特に期待される統計調査分野では、「個別業務の実施方法」において、各分類の特性を踏まえた基礎点項目・加点項目双方を充実化すべき。

| 評価表の構成と考え方：①統計調査分野 | | |
|--------------------|------------------|---|
| 大項目 | 分類 | 分類の概要 |
| 1. 実施計画 | 実施計画 | 実施計画、スケジュールの内容の適切性に関する分類。 |
| 2. 実施体制 | 体制 | 当該案件の実施体制について、人数が十分か、バックアップや補充が可能となっているか、緊急時に発注者と連絡がとれる方が確保されているか、再委託する場合には再委託先の監督ができる体制となっているか、等の項目が属する分類。 |
| | 専門性・能力 | 担当者や組織の質を評価する分類。 |
| | 設備・環境 | 案件の実施に必要な／案件の実施を効率化する設備等を評価する分類。 |
| | 教育・研修 | 当該調査のための調査員等のスタッフを多く臨時採用し、現場対応を担当させることが通例であり、それらスタッフの教育・研修の実施の有無や内容の適切性等について評価する分類。 |
| | 情報セキュリティ対策 | 統計調査分野では個人情報等を大量に扱うことが多く、それら情報のセキュリティ対策の有無や内容の適切性等について評価する分類。 |
| 3. 個別業務の実施方法 | 調査客体の選定、名簿作成 | 調査客体の選定、調査票の発送先リストの作成等の段階の作業を評価する分類。 |
| | 調査関係用品の印刷・発送、再送付 | 調査票や依頼状等を作成・印刷し、封入・発送する段階の作業を評価する分類。 |
| | 問合せ・苦情対応 | 調査客体からの問い合わせや苦情等への対応について評価する分類。 |
| | 協力依頼・回収・督促 | 調査客体へのアンケートへの協力依頼や謝礼等の支給、調査票の回収、必要に応じた督促等の作業を評価する分類。調査票の回収率を向上させるための様々な取り組みや工夫等が評価されることとなる。 |
| | 審査・照会 | 回収した調査票の審査、省庁等からの疑義照会への対応について評価する分類。 |
| | データ入力・集計・報告 | 調査結果データを入力・集計し、結果をとりまとめ報告する段階の作業について評価する分類。 |

(注) 分類別の基礎点項目・加点項目の例については、報告書(p.121-p.122)を参照

V. 評価表標準例の検討(4)

- 試験分野は、上記基本構成に沿うよう、現状の評価表の構成を大きく変更。
- 業務メニューが多く、正確性・確実性の要請が大きい分野特性を踏まえ、個別業務類型毎に実施計画を策定・評価しやすいよう、上記基本構成の「事業計画」を「3. 事業計画とその確実性」の各分類に振り分け。

評価表の構成と考え方：②試験分野

| 大項目 | 分類 | 分類の概要 |
|---------------|--|---|
| 0. 財務的基盤 | 財務的基盤 | 「財務的基盤」は本来的には入札参加資格要件とされるべき。他分野との一貫性を保つためにも、少なくとも、発注者側が求める「安定した財務的基盤」の内容をブレイクダウンし、それぞれについて「有無」の基準でデジタルに判断しうる事項があれば入札参加資格要件として設定すべき。 |
| 1. 事業スケジュール | 事業スケジュール | 事業の業務フロー、スケジュールの内容の適切性に関する分類。 なお、個別業務内容に関わる事業計画については、「3.事業計画とその確実性」の項目において、基本的に業務メニューに即す形で項目を設定。 |
| 2. 実施体制 | 体制 | 当該案件の実施体制について、人数が十分か、バックアップや補充が可能となっているか、緊急時に発注者と連絡がとれる方が確保されているか、再委託する場合には再委託先の監督ができる体制となっているか、等を評価する分類。 |
| | 専門性・能力(実績、資格等) | 担当者や組織の質を評価する分類。評価の物差として、受託実績、略歴、資格、認証等。 |
| | 拠点・設備 | 業務全般について確実性を高めるための各地域の拠点の有無、機械・設備について評価する分類。 |
| | 情報セキュリティ対策 | 試験分野では個人情報情報を大量に扱うことが想定され、また、試験問題は高度の秘密情報である。これら情報のセキュリティ対策の有無や内容の適切性等について評価する分類。 |
| 3. 事業計画とその確実性 | 会場確保 | 試験に適した会場を、必要な地域で必要な数だけ確保することが可能かについて評価する分類。 |
| | 試験官確保、教育・研修 | 試験分野では、試験監督官や補助員を多く採用し、現場対応を担当させることが通例。それらスタッフが確実・円滑に業務を遂行できるようにするための教育・研修の実施の有無や内容の適切性等について評価する分類。 |
| | 願書受付・願書データ管理等 | 個人データ等の収集・管理について、業務内容の理解や業務計画の適切性等について評価する分類。 |
| | 試験問題管理 | 試験問題を管理し、秘密を外部に漏らさないための対応について評価する分類。 |
| | 多数の特定先への重要書類送付 | 受験案内・願書等配布、受験案内・受験証の送付、合格証書送付等の作業について評価する分類。 |
| | 試験運営 | 試験本番での運営業務について、業務内容の理解や業務計画の適切性等について評価する分類。 |
| | 答案管理・採点・合否判定 | 答案を管理し、採点して合否判定する業務について、確実・正確に行うための工夫等について評価する分類。 |
| | 問合せ対応 | 受験者からの問合せへの対応について評価する分類。 |
| その他 | 当該事業の業務内容に応じて、上記分類で当てはまらないものがあれば、適宜追加することを想定 | |

V. 評価表標準例の検討(5)

- 施設管理分野は、現状の評価表が基礎点項目・加点項目で断片的に構成されているため、上記基本構成を踏まえて再構成。
- 保守管理業務は定型的業務で一般的に難易度は高くないことから、事業計画・体制を適切に整備できれば、それをもって、最低限の要求水準を満たしたものとみなしうる。そのため、個別業務ごとに、更に基礎点項目を設ける必要性は低い。現状、個別業務にかかわる部分はすべて加点項目となっているが、保守管理業務の範囲ではそのような運用で基本的には問題ない。

評価表の構成と考え方： ③施設管理分野

| 大項目 | 分類 | 分類の概要 |
|-----------------------------|----------------|---|
| 1. 事業計画 | 事業計画 | 事業計画、スケジュールの内容の適切性に関する分類。 |
| 2. 実施体制 | 体制 | 当該案件の実施体制について、人数が十分か、緊急時に発注者と連絡がとれる方が確保されているか、再委託する場合には再委託先の監督ができる体制となっているか、等を評価する分類。 |
| | 専門性・能力(実績、資格等) | 担当者や組織の質を評価する分類。評価の物差として、受託実績、略歴、資格、認証等。 |
| | 拠点・設備 | 業務全般について確実性を高めるための各地域の拠点の有無、機械・設備について評価する分類。 |
| 3. 各業務の質についての提案 ＜保守管理業務＞ | 点検及び保守業務 | 設備や機器の点検、消耗品の取替え等の保守を行う業務について評価する分類。 |
| | 清掃業務 | 施設の清掃業務について評価する分類。 |
| | 環境測定・環境衛生管理業務 | 施設環境(空気環境・照度等)測定業務、害虫の駆除・防除等を行う業務について評価する分類。 |
| | 警備業務 | 安全確保のため、訪問者の入退管理、巡回等を行う警備業務について評価する分類。 |
| | 緑地管理業務 | 植栽の剪定、刈り込み及び除草を行う業務について評価する分類。 |

(注) 分類別の基礎点項目・加点項目の例については、報告書(p.132-p.133)を参照

VI. 今後の検討課題の整理(1)

■ 総合評価落札方式の制度のあり方に関わる論点

- 総合評価落札方式には、制度の特質として次のような課題が内在しており、今後の研究・検討が期待される。

検討課題

■ 「特定の応札者に有利な評価になるおそれ」への対応

- 総合評価落札方式には、価格競争と比較して、透明性・公平性の担保が難しいという構造的問題あり。担当者の裁量により特定の事業者が有利になるような評価項目・基準が設定されうるといふ、「恣意的な評価」への懸念。
- 評価表標準例などでの工夫がなされた場合でも、評価方法(評価項目・基準等)が定型化することにより、ノウハウを有する既存の事業者が有利(寡占状態)になってしまう懸念。

■ 総合評価落札方式を適用する対象の適正化

- 総合評価落札方式については、発注者サイドにおける事務手続きの煩雑さや負担が問題。現行の総合評価落札方式を採用するうえで不可避の課題。

想定される対応策とメリット等

- 対応策としては、総合評価落札方式を一定期間継続して実施した後に、落札方式を大きく変えること。
- 業務経験のある既存事業者の優位性が、ある程度リセットされる効果が期待できる。また、ノウハウを蓄積した、圧倒的な事業者による寡占化の問題を回避できると考えられる。

- 対応策としては、案件特性に応じて総合評価落札方式以外の方式の採用可能性を検討し、必要に応じて企画競争方式、価格入札方式へ適宜変更すること。
- これにより、よりふさわしい評価方式の採用が期待でき、事務コストも低減する可能性。

VI. 今後の検討課題の整理(2)

■ 総合評価落札方式のより適切な実施に向けて今後の研究・検討が期待される事項について

- 公共サービス改革法の制度や運用では実績がないものの、改善効果が期待される対応策として以下のものがある。今後の研究・検討が期待される。

| 検討課題と問題の所在 | 想定される対応策とメリット等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 予定価格の上限拘束性の撤廃 <ul style="list-style-type: none"> ● 現状では、質が優れていても、予定価格をオーバーすると失格に。バリューフォーマネーの観点で高水準の提案が回避されてしまう懸念。更には、技術点では差がつきにくくなり、実質的に価格入札化。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 例えば価格オーバーの場合は失格ではなくマイナス評価として点数化し、仮に同提案が落札された場合には、予算の範囲内で実施が可能かどうかを受託者と交渉する方式。 ■ 質の高い企画を採用する余地を残すことができる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 予定価格の事前公表（もしくは当該水準の事前示唆） <ul style="list-style-type: none"> ● 過度な価格競争、応札者が少なく競争が機能しない等の問題の要因として、応札者側が、当該事業の規模感を適切に想定することが難しいことが指摘される。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 実施要項にて予算の上限額を予め提示。 ■ 応札者は案件の規模感を把握でき、①提案内容・入札額の双方にて競争のポイントを理解できる、②求められる内容・質を下方に勘違いする問題を防止できる、③低入札調査の対象額を把握可能になる、との効果が期待できる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 複数段階評価方式の導入 <ul style="list-style-type: none"> ● 過度な価格競争の弊害として、企画面での競争が疎かとなるリスクや、技術点が低い事業者の応札額が非常に低いため受託することによるいわゆる「安かろう・悪かろう」発注が生じるリスクが指摘される。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 第一段階で技術点の評価のみを行い、技術点が高かった上位数社に限定して、第二段階の価格点評価を行い、最終的には技術点・価格点の総合評価により落札者を決定。 ■ 「質」がしっかり評価されている限りは、品質低下リスクの抑制が可能。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 下限価格の設定（最低制限価格制度・配点基準価格制度） <ul style="list-style-type: none"> ● 同上（過度な価格競争の弊害）。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 下限価格を設け下限価格を下回った場合に失格とする（地方公共団体の最低制限価格制度）、または、下限価格を下回った場合に価格点を比例的に減点する（地方公共団体の配点基準価格制度）。 ■ 過度な価格競争に陥らなくなる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 技術点は加点のみで構成すること <ul style="list-style-type: none"> ● 基礎点には、「加算方式の下では基礎点に評価上の意味がない」「技術点で差がつかず実質的に価格競争になる」「海外には見られない」「除算方式では基礎点を抜くと逆転可能性が生じる」などの問題。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎点制度をやめ、最低限の要求水準は入札参加資格・適合評価項目にてチェックし、技術点は加点のみで構成。 ■ 技術点が創意工夫等により定まる加点項目のみで構成されることで、提案を充実化するインセンティブができ、企画競争の促進が期待できる。 |